

要介護認定調査事務にかかる指定市町村事務受託法人の指定について

1. 介護認定調査センター
住 所：福井市日之出4丁目3-12（調査センターの住所に変更なし）
2. 受託法人について
<変更前> 法 人 名 称：公益財団法人 福井市ふれあい公社（理事長 荒木 一男）

<変更後> 法 人 名 称：社会福祉法人 福井市社会福祉協議会（会長 野坂 鐵郎）
3. 指定日 指定市町村事務受託法人の指定については、法人の統合に伴い、令和8年4月1日付で新たに指定を行う。

4. 変更理由

公益財団法人 福井市ふれあい公社は、地域共生社会の実現に向け、安定した組織体制の下で地域福祉活動及び福祉サービスを充実させることを目的として、令和8年4月1日を効力発生日として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（第29条～第30条）の規定に基づき、公益財団法人 福井市ふれあい公社が実施する全事業を社会福祉法人 福井市社会福祉協議会に事業の全部譲渡※により承継させることとなったため。

※ 本件事業譲渡は、譲渡対象事業に係る権利義務の全部を譲受法人に承継させるものであることから、介護認定調査センターの受託業務は、譲渡後の譲受法人に承継される。

5. 指定に伴う見解

- ・ 法人の統合により、公益財団法人 福井市ふれあい公社の全事業が社会福祉法人 福井市社会福祉協議会に承継されるため、介護認定調査センターの人員・設備等の運営体制についても、変更前の体制を引き継ぐ旨を確認している。
- ・ 当該法人は、経験豊富な介護支援専門員を専任するなど中立・公正かつ公平な事務運営を実施しており、法人の統合後も認定調査にあたることと同等の評価が可能である。

<参考>

（介護保険法第24条の2第1項）

市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができる。

（同法施行規則第34条の4第2項及び3項）

2 居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合には、当該法人に当該事務を委託をしようとしている市町村長が当該法人に委託をしようとする特別の事情を記載した意見書を前項の申請書又は書類に添付しなければならない。

3 前項の意見書には、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付しなければならない。（本市の場合は、福井市地域包括ケア推進協議会に意見を求めなければならない）